

一般社団法人レーザセンシング学会規程

功労賞選考規程

令和 4 (2022) 年 6 月 2 日 制定

令和 6 (2024) 年 8 月 9 日 改定

(目 的)

第 1 条 本規程は、委員会に関する規則第 3 条第 6 項(1)に定める本会の功労賞の選考について必要な事項を定める。

(対象者)

第 2 条 功労賞（以下、「本賞」という）は、レーザセンシングの科学や技術の発展、あるいは、本会（前身のレーザ・レーダ研究会を含む）の運営に関し永年にわたって特別の功労を有する正会員または賛助会員（前身のレーザ・レーダ研究会の運営委員も含む）を対象者とする。

2 本賞は、当該年度の 4 月 1 日現在で満 65 歳以上の者を対象者とする。

(表彰件数)

第 3 条 本賞の表彰は、毎年度 2 件以内とする。

(選 考)

第 4 条 本賞は、正会員または賛助会員からの推薦を受け、功労賞選考委員会（以下、「委員会」という）が選考を行う。

2 推薦書は、推薦者が委員会に提出する。自薦も妨げない。

3 推薦書の様式は別に定める。

4 委員会は、選考結果と選考理由を理事会に報告する。

(表 彰)

第 5 条 本賞の表彰は、本会の総会において行う。

2 受賞者には、表彰状を授与し、記念品を贈呈する。

(公 表)

第 6 条 本賞の公表は、本会ホームページにおいて行う。

附 則

1 この規程は、令和 4 (2022) 年 6 月 2 日より施行する。

令和 4 (2022) 年 6 月 2 日 制定・施行

令和 6 (2024) 年 8 月 9 日 改定